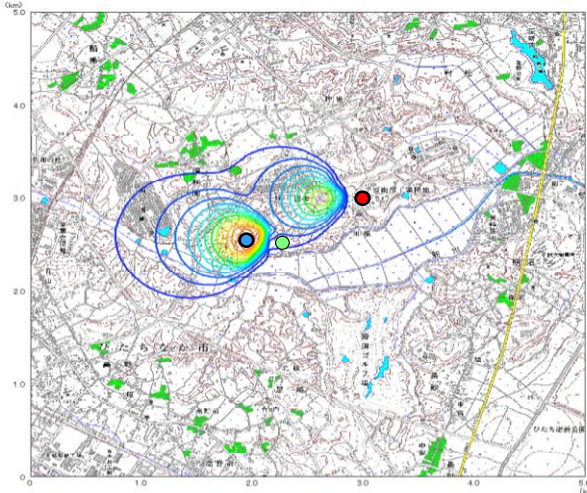
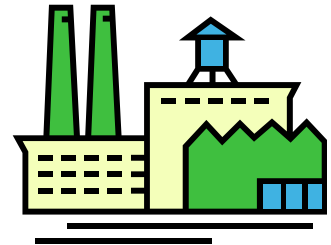


生活環境影響調査業務・企業モニタリングのご案内

近年、国内外のエネルギー問題、資源枯渇問題等を背景として資源の有効利用及び事業活動の環境への配慮の必要性が増し、廃棄物のリサイクルを推進する動きが高まっています。廃棄物処理施設を設置する場合には、廃棄物処理法に基づき、**生活環境影響調査**の実施が義務付けられています。又、事業所の進出、開発に伴い地域規制基準に係る**環境モニタリング**も必要不可欠です。

「廃棄物処理施設」に関する立地に関する申請に伴い

- ①処理施設の設置
 - ②主要な設備又は処理能力の変更
(機種の変更及び稼働時間変更を含む)
 - ③自社処理施設の処分業への供用
 - ④処理品目の変更
 - ⑤敷地面積の拡張など計画の変更
- 等の許可申請を行う場合に**生活環境影響調査**が必要となります。



煙突排ガスからの大気拡散予測例



大気環境、気象観測測定車 みどり号

当協会では、

- ①計画、調査、報告書の作成から行政(申請先)への対応まで一貫して**短期間での申請**が可能です。
- ②調査結果に基づき地域環境に配慮した提案を行うと同時に、施設稼働後のモニタリング調査等**環境保全業務のサポート**を行います。
- ③生活環境影響調査について**数多くの実績**があります。
- ④各種の生活環境影響調査の豊富な経験と実績を基に**調査コストの低減**が可能です。

お問い合わせ先 一般社団法人 茨城県環境管理協会 環境事業部 担当：川島、倉持

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町 1736-20 TEL : 029 (248) 7431 FAX : 029 (240) 1270

E-mail : kawashima@kankyokanri.or.jp